

○佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成五年三月三十一日条例十九号）

別表第一

新

名称	位置	利用対象車両	最寄り駅
JR佐倉駅北口自転車駐車場	佐倉市表町三丁目一〇番地二	自転車 第一種原動機付自転車	JR線 佐倉駅
JR佐倉駅南口自転車駐車場	佐倉市大崎台一丁目一八番地一	自転車 第一種原動機付自転車	JR線 佐倉駅
京成佐倉駅北口水路自転車駐車場	佐倉市宮前三丁目四一番地二	自転車 第一種原動機付自転車 第二種原動機付自転車	京成線 京成佐倉駅
京成佐倉駅南口自転車駐車場	佐倉市栄町一二番地六	自転車 第一種原動機付自転車	京成線 京成佐倉駅
京成臼井駅北口第一自転車駐車場	佐倉市稲荷台一丁目一〇番地一一	自転車 第一種原動機付自転車	京成線 京成臼井駅
京成臼井駅北口第二自転車駐車場	佐倉市稲荷台一丁目七番地八	自転車 第一種原動機付自転車 第二種原動機付自転車	京成線 京成臼井駅
京成臼井駅南口自転車駐車場	佐倉市王子台三丁目三〇番地六	自転車 第一種原動機付自転車	京成線 京成臼井駅
京成志津駅北口自転車駐車場	佐倉市上志津一六七二番地七	自転車 第一種原動機付自転車 第二種原動機付自転車	京成線 志津駅

別表第一

旧

名称	位置	利用対象車両	最寄り駅
JR佐倉駅北口自転車駐車場	佐倉市表町三丁目一〇番地二	自転車 原動機付自転車	JR線 佐倉駅
JR佐倉駅南口自転車駐車場	佐倉市大崎台一丁目一八番地一	自転車 原動機付自転車	JR線 佐倉駅
京成佐倉駅北口水路自転車駐車場	佐倉市宮前三丁目四一番地二	自転車	京成線 京成佐倉駅
京成佐倉駅南口自転車駐車場	佐倉市栄町一二番地六	自転車 原動機付自転車	京成線 京成佐倉駅
京成臼井駅北口第一自転車駐車場	佐倉市稲荷台一丁目一〇番地一一	自転車	京成線 京成臼井駅
京成臼井駅北口第二自転車駐車場	佐倉市稲荷台一丁目七番地八	自転車 原動機付自転車	京成線 京成臼井駅
京成臼井駅南口自転車駐車場	佐倉市王子台三丁目三〇番地六	自転車 原動機付自転車	京成線 京成臼井駅
京成志津駅北口自転車駐車場	佐倉市上志津一六七二番地七	自転車 原動機付自転車	京成線 志津駅

京成志津駅南口自転車駐車場	佐倉市上志津一六〇番地三八	自転車	京成線
京成ユーカリが丘駅前上座跨線橋下自転車駐車場	佐倉市上座五九二番地三	自転車 第一種原動機付自転車 第二種原動機付自転車	京成線 ユーカリが丘駅
京成ユーカリが丘駅北口歩道側自転車駐車場	佐倉市上座六〇三番地三	自転車 第一種原動機付自転車	京成線 ユーカリが丘駅
京成ユーカリが丘駅南口自転車駐車場	佐倉市南ユーカリが丘五二二番地一	自転車 第一種原動機付自転車	京成線 ユーカリが丘駅
京成大佐倉駅南口自転車駐車場	佐倉市大佐倉一六四番地一	自転車 第一種原動機付自転車 第二種原動機付自転車	京成線 大佐倉駅

備考

- 一 自転車とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 **第一種原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。**
- 三 **第二種原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。**

- 四 JR線とは、東日本旅客鉄道株式会社の鉄道路線をいう。
- 五 京成線とは、京成電鉄株式会社の鉄道路線をいう。

別表第二

利用者	場所	利用料金の上限額（年額）	
一般	屋内	七、六〇〇円	一一、四〇〇円
		自転車	第一種原動機付自転車 第二種原動機付自転車

京成志津駅南口自転車駐車場	佐倉市上志津一六〇番地三八	自転車	京成線
京成ユーカリが丘駅前上座跨線橋下自転車駐車場	佐倉市上座五九二番地三	原動機付自転車	京成線 ユーカリが丘駅
京成ユーカリが丘駅北口歩道側自転車駐車場	佐倉市上座六〇三番地三	自転車 原動機付自転車	京成線 ユーカリが丘駅
京成ユーカリが丘駅南口自転車駐車場	佐倉市南ユーカリが丘五二二番地一	自転車 原動機付自転車	京成線 ユーカリが丘駅
京成大佐倉駅南口自転車駐車場	佐倉市大佐倉一六四番地一	自転車 原動機付自転車	京成線 大佐倉駅

備考

- 一 自転車とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 **原動機付自転車とは、道路運送車両法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。**

- 三 JR線とは、東日本旅客鉄道株式会社の鉄道路線をいう。
- 四 京成線とは、京成電鉄株式会社の鉄道路線をいう。

別表第二

利用者	場所	利用料金の上限額（年額）	
一般	屋内	七、六〇〇円	一一、四〇〇円
		自転車	原動機付自転車

高校生以下		屋外	三、八〇〇円	五、七〇〇円
屋内	三、二六〇円	一一、四〇〇円		
屋外	一、六三〇円	五、七〇〇円		

備考

- 一 市外居住者の利用については、区分における利用料金の二倍の金額を上限とする。
- 二 第八条第三項本文に規定する期間の途中において利用許可を受ける場合の利用料金の額は、区分における利用料金の額を月割計算したものに当該利用許可を受ける日の属する月以後の月数を乗じて得られた額とする。この場合において、当該金額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第三

区分	利用料金の上限額（一回につき）
自転車	一日 一〇〇円
第一種原動機付自転車	一日 一一〇円
第二種原動機付自転車	一日 一一〇円

注 一日とは、午前零時から午後十二時までを単位とする期間をいう。

高校生以下		屋外	三、八〇〇円	五、七〇〇円
屋内	三、二六〇円	一一、四〇〇円		
屋外	一、六三〇円	五、七〇〇円		

備考

- 一 市外居住者の利用については、区分における利用料金の二倍の金額を上限とする。
- 二 第八条第三項本文に規定する期間の途中において利用許可を受ける場合の利用料金の額は、区分における利用料金の額を月割計算したものに当該利用許可を受ける日の属する月以後の月数を乗じて得られた額とする。この場合において、当該金額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第三

区分	利用料金の上限額（一回につき）
自転車	一日 一〇〇円
原動機付自転車	一日 一一〇円

注 一日とは、午前零時から午後十二時までを単位とする期間をいう。